

練馬区まちづくり条例における葬祭場等の整備運用基準

令和4年3月28日

3 練都調第 1013 号

(趣旨)

第1条 この指針は、練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号。以下「条例」という。）第2条第8号の4に規定する葬祭場等（以下「葬祭場等」という。）の基準に関する事務取扱を円滑に進めるために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この整備運用基準における用語の意味は、条例の例による。

(駐車施設の表示)

第3条 条例別表第5および練馬区まちづくり条例施行規則（平成18年3月練馬区規則第26号。以下「規則」という。）別表第4に規定する駐車施設における自動車駐車場を設置する場合は、白線表示等でその場所を明示しなければならない。

(緩衝地の取扱い)

第4条 条例別表第5および規則別表第4に規定する周辺環境への配慮における緩衝地の緑化は、生垣の設置または中高木の植栽により行うこととし、人が立ち入れないようにすること。

付 則

この整備運用基準は、令和4年4月1日から施行する。